

# 平成27年4月1日より閲覧制度が変わります

## 1 閲覧対象から個人情報除外され、閲覧できる書類が変更されます

- ・改正建設業法の施行により、許可申請書等の閲覧対象が限定されます。
- ・以下の書類については、個人情報が含まれることから、閲覧対象から除外されます。

(1) 経營業務管理責任者の要件を満たすことの証明書【様式第7号】

(建設業法第7条第1号ロの規定により能力を有すると認定された者であることを証する証明書を含みます)

(2) 営業所専任技術者の要件を満たすことの証明書【様式第8号】

(建設業法第7条第2号(一般建設業)又は同法第15条第2号(特定建設業)に掲げる基準を満たしていることを証する書面(学校の証明書・実務経験証明書【様式第9号】・監理技術者資格者証(写)【新設】等)を含みます)

(3) 国家資格者等・監理技術者一覧表【様式第11号の2】

(4) 許可申請者又はその役員等及び令3条の使用人の調書(改正前の「略歴書」)  
【様式第12号、第13号】

(5) 登記事項証明書(成年後見人等、商業登記、個人の法定代理人)等

(6) 株主調書【様式第14号】

(7) 納税証明書

なお、上記に該当しない書類であっても、法令による閲覧対象でない書類については閲覧ができなくなります(事業年度終了届出書において、株式会社が添付する「事業報告書」等)。

### 例：株式会社が事業年度終了届出書を提出した場合

閲覧 不可：納税証明書及び事業報告書

閲覧 可：工事経歴書(様式第2号)、直前3年の工事施工金額(様式第3号)、財務諸表(様式第15号、第16号、第17号、第17号の2及び17号の3)

・上記の取り扱いは、平成27年4月1日以降に提出された書類について適用し、平成27年3月31日までに提出された書類については、なお従前の取り扱いとなります。

## 2 大臣許可業者の許可申請書等の閲覧が都道府県ではできなくなります

・建設業法施行令の改正により、都道府県知事の設ける閲覧所における大臣許可業者に係る許可申請書等の閲覧が廃止されることとなります。

・平成27年4月1日以降、大臣許可業者の許可申請書等の閲覧は一切できませんのでご承知おきください。

・建設業許可業者の情報は国土交通省のホームページで検索できます。

(<http://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/>)

・大臣許可業者の閲覧に関することにつきましては、国土交通省中部地方整備局建政部建設産業課（052-953-8572）までお問い合わせください。

上記内容に関するお問い合わせ先

愛知県建設部建設業不動産課 建設業第二グループ

052-954-6503

平成27年4月1日以降閲覧できる

愛知県知事許可に係る申請書類等

書類名	様式
許可申請書	第1号
役員一覧表	別紙一
営業所一覧表(新規)	別紙二(1)
営業所一覧表(更新)	別紙二(2)
県証紙貼付	別紙三
専任技術者一覧表	別紙四
工事経歴書	第2号
直前3年の工事施工金額	第3号
使用人数	第4号
誓約書	第6号
令3条使用人の一覧	第11号
定款	—
財務諸表(法人)	第15号～第17号の3
財務諸表(個人)	第18号・第19号
営業の沿革	第20号
所属団体一覧	第20号の2
健康保険等の加入状況	第20号の3
主要取引金融機関	第20号の4
変更届出書	第22号の2

- ・上記の取り扱いは、平成27年4月1日以降に提出された書類について適用し、平成27年3月31日までに提出された書類については、なお従前の取り扱いとなります。
- ・建設業許可様式についてはこちら ([http://www.pref.aichi.jp/ken-fu/download/DL\\_PAG\\_E-kyoka.html](http://www.pref.aichi.jp/ken-fu/download/DL_PAG_E-kyoka.html)) をご参照ください。